

令和 5 年 3 月 8 日

定期監査結果に基づく措置について（公表）

令和 4 年 6 月 3 日付けで公表した令和 3 年度定期監査結果に基づき、大館市長より措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表します。

【令和3年度定期監査に関する措置状況(令和5年3月8日公表)】

所管課		留意指摘事項	措置内容	(所管課) 措置通知日
市長 事務局	観光課	<p>(工事・修繕等契約状況について)</p> <p>前年度、前々年度も指摘している事項であるが、今年度も支出負担行為の遅れが散見された。契約締結後、速やかに事務処理するとともに、課内でのチェック体制の確立を再度検討されたい。</p>	<p>契約締結原議書の決裁時に支出負担行為日となるべき日を確認し、係内でチェックしている。遅延が生じた場合は原因・理由を把握して対応している。</p> <p>※今年度は機構改革により、前年度管理系の業務は観光振興係が行っているため、新たに業務を一覧にしてチェック体制をとっている。</p>	1月13日
		<p>(委託契約事務について)</p> <p>ベニヤマ自然パークに関する条例第4条で供用期間は、4月1日から11月30日までとなっているにもかかわらず、管理運営業務の契約では、10月31日までと短縮されていた。「市長が管理上特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。」とあるので、短縮する旨の決裁を受けられたい。</p>	<p>供用期間短縮にあたり、管理運営業務契約以前に供用期間を変更する旨の決裁を受け対応している。</p>	